

『熊本県立北稜高等学校』いじめ防止基本方針

熊本県立北稜高等学校

1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめの防止等の対策は、単に、いじめをなくす取組にとどまらず、子どもに将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進める。

また、いじめを認識しながら見過ごすことがないように、将来にわたりいじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。いじめは人としての心の課題であり、その解決が重要であることを家庭や地域、関係機関とも密接に連携を図ることにより、いじめのない安心・安全な学校環境づくりを目指す。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

3 いじめ防止等の対策のための組織等

(1) いじめ問題対策プロジェクト委員会

（教頭、いじめ防止対策主査、人権主任（生徒支援）、特別支援教育コーディネーター、各学年人権担当、養護教諭に外部専門家（臨床心理士：スクールカウンセラー）を加えて、いじめ問題対策プロジェクト委員会を構成する。

(2) I N I 委員会（いじめなくそう委員会）

生徒会執行部およびクラスの代表の1名から2名で構成する。

※ 組織の役割

- ・ いじめ問題について教職員の共通理解と意識の啓発を進める。
- ・ 外部専門家（臨床心理士：スクールカウンセラー）との会義により、I N I 委員会の活動内容や当面する課題等の助言・アドバイスを受ける。
- ・ いじめ防止、早期発見、いじめへの対処について審議する。
- ・ 取組について、P D C A サイクルにより評価を行う。

(3) いじめ相談窓口

いじめ相談に関する窓口として、教頭、人権教育担当者、特別支援コーディネーター及び養護教諭をあて、生徒及び保護者に向け公表する。

(4) 「いじめ防止等の対策のための組織」の取り組みについて、保護者や学校評議員会・学校関係者評価委員会及び地域に対し、情報発信を行うことで共通認を図る。

4 年間計画

(1) 年間の取組についての検証を行う時期

各学期1回実施する時期は次のとおりとする

- ① 6～7月（いじめや生活実態に関するアンケートの集約後）
- ② 12月（心のアンケート実施及び学校評価実施後）
- ③ 2月（学校評議員会及び学校関係者評価委員会における評価）

(2) 取組の評価、会議、校内研修会等の実施時期

委員会は毎月1回実施し、取組についての検証及び職員研修は年に3回行う。ただし、いじめが発生した場合は必要に応じて開催する。開催時期は、(1)の検証時期に合わせ、7月、1月、3月に行う。

(3) いじめの未然防止等の取組と実施時期

4月・・・北稜高校いじめ防止宣言（INI委員会）

1年生集団宿泊訓練（助け合い・高め合う集団づくり）

5月・・・第1回生徒理解研修

6月・・・① 命の大切さについて考える（1週間、北稜タイム時）

② 家庭訪問週間及び面接週間

③ 第1回こころ（いじめ）アンケート

④ 第2回生徒理解研修

⑤ 人権教育講演会

7月・・・① こころ（いじめ）アンケートの評価

（いじめ問題対策委員会、INI委員会）

② 携帯電話（スマートホン）の利用について（講話）

③ 公開授業週間（分かる授業の創造）

④ 第3回生徒理解研修

⑤ 第1回外部専門家との「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」会義

9月・・・INI委員会から報告（アンケート評価から取組報告）

② インターンシップ（勤労観・自己肯定感の醸成）

10月・・・公開授業（分かる授業の創造）

11月・・・北稜祭（仲間づくり）

12月・・・① 第2回こころ（いじめ）アンケート

② 2年修学旅行（仲間づくり）

③ ファームステイ（勤労観・自己肯定感の醸成）

④ 第2回外部専門家との「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」会義

1月・・・① 第3回こころ（いじめ）アンケートの評価

② 第4回生徒理解研修

- 2月・・・1年間のいじめ防止対策プロジェクト委員会の活動内容の報告
- 3月・・・第3回外部専門家との「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」会義

(4) いじめの早期発見の取組と実施時期

- 4月・・・個別面談等（個人面談等による友人関係の把握）
- 5月・・・第1回生徒理解研修（生育歴の把握）
- 6月・・・① 家庭訪問週間及び面接週間（生活全般の把握）
② 第1回こころ（いじめ）アンケート
③ 第2回生徒理解研修（生育歴の把握）
- 7月・・・① 第1回こころ（いじめ）アンケートの評価
（いじめ問題対策委員会、INI委員会）
② 携帯電話（スマートホン）の利用について（講話）
③ 公開授業週間（分かる授業の創造）
④ 第3回生徒理解研修（生育歴の把握）
- 10月・・・公開授業（分かる授業の創造）
- 11月・・・北稜祭（友人関係の把握）
- 12月・・・① 第2回こころ（いじめ）アンケート
② 2年修学旅行（友人関係の把握）
- 1月・・・① 第3回こころ（いじめ）アンケートの評価
② 第4回生徒理解研修

5 いじめに対する措置

(1) 基本的な考え方

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織で対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長を主眼に置いた指導を行う。また、教職員全員の共通理解のもと、保護者及び学校評議員や学校関係者評価委員会の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

※ 当事者への対応

被害者への対応	加害者への対応	周囲への対応
① 心の支えになれることを第一に考慮(共感) ② 生徒の自律を促す指導の心がけ(支援)	① 生徒の言い分をしつかりと把握(理解) ② いじめは許されないことを指導(指導)	① 傍観=いじめに加担したという認識の指導 ② いじめを許さない意識の涵養

(2) アンケート調査

いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、家庭、地域と連携して児童生徒を見守る。

なお、アンケート調査等によりいじめが認知されなかった場合でも、その結果を児童生徒や保護者、地域住民向けに公表し検証を仰ぐ。

6 重大事案への対応

(1) 重大事態の発生と調査

ア 重大事態の意味

学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、県教育委員会又は本校に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態にかかる事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- ・ いじめにより本校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・ いじめにより本校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

イ 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合、県教育委員会を通じて知事へ、事態発生について報告するとともに、調査組織を設置し、速やかに調査等の措置を講ずる。

ウ 重大事態の調査及び発生した場合の対応

学校は、事実関係を明確にするため、重大事態に至る要因となつたいじめ行為等について客観的な事実関係を調査する。また、重大事態が発生した場合、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

エ 調査を行うための組織について

学校は、「いじめ防止対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質や態様に応じて適切な専門家を加えることとする。

「いじめ防止対策委員会」の調査は、重大事態への対処又は重大事態と同種の事態発生防止の観点から、以下に掲げる点に留意して内容の公平性・客観性・合理性を確保するものとする。

- (ア) 事案の大まかな事実関係の把握のため、調査組織による調査を行う前に、必要に応じて関係者から早期に聴き取り等を行うなど、基本調査（初期調査）を実施する。
- (イ) 「いじめ防止対策委員会」に必要な応じて専門家を加え、その祭、委員の過半数を第三者である外部の専門家等とすることや委員長を外部の専門家等が務めることなど、公平性・中立性の確保に留意した組織構成とする。

- (ウ) いじめを受けた疑いのある生徒本人から聴き取りが可能な場合、当該本人から十分な聴き取りを行う。
- (エ) 在籍生徒や教職員等からアンケートやヒアリングを行う等の適切な調査方法を採用する。
- (オ) 特定の情報や資料に偏った収集ではなく、客観的・総合的な分析評価を行う。
- (カ) 保護者や生徒本人等の関係者に対し、調査の進捗状況等及び調査結果の説明を行う。
- (キ) 調査を迅速かつ適切に進めるため、教育委員会から派遣された指導主事等の指導・支援を受け、事務局機能の充実を図る。

オ 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

(ア) いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合、当該生徒から十分に聴き取るとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うことなどが考えられる。この際、いじめられた生徒や情報を提供し生徒を守ることを最優先する。（例えば、質問票によって個別の事案が明らかになり、いじめられた生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮するなど）。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、その行為を直ちに止めさせる。いじめられた生徒に対しては、その事情や心情を聴取し、該当生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、学校生活復帰への支援や学習支援等を行うことが必要である。

これらの調査を行う当たっては、事案の重大性を踏まえて、学校の設置者が積極的に指導・支援し、関係機関と適切な連携を図ったうえで、対応することが求められる。

(イ) いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合

生徒の入院や死亡等、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、当該保護者と今後の調査について協議し、速やかに調査に着手する。調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等が考えられる。

なお、生徒が自殺に至った場合の調査は、同じ事態をする観点からその死に至るまでの経過を含めた幅広い調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持し、遺族の方のお気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28

条第1項に定める調査に相当することとなるため、その方法等については、「子どもの自殺が起きたときの調査の指針（改訂版）」（平成26年1月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とするものとする。

（2）調査結果の提供及び報告

ア いじめを受けた生徒及びその保護者への適切な情報提供

学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過を報告することとする。

これらの情報の提供に当たっては、学校は、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。

イ 調査結果の報告

調査結果について、県教育委員会を通じて知事に報告する。